11	平成21年11月13日	第10期事業年度第２四半期会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年７月１日～平成21年９月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産が175百万円であるところを2,232百万円と記載	ソフトウェアの架空計上等
12	平成22年２月12日	第10期事業年度第３四半期会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書）	平成21年10月１日～平成21年12月31日の第３四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産が127百万円であるところを2,115百万円と記載	ソフトウェアの架空計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．株式会社シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、

⑴　重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年３月期の連結財務諸表（上表番号欄１参照）を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成18年11月１日、5,000株の株券を1,479,250,000円で取得させ、

⑵　重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年３月期の連結財務諸表（上表番号欄１参照）を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成18年11月28日、521株の株券を145,556,980円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

３．課徴金納付命令対象者①、②及び③は、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年３月期の連結財務諸表（上表番号欄１参照）を記載した目論見書を使用し、同目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、平成18年11月２日、同目論見書に係る売出しにより、

⑴　課徴金納付命令対象者①は、同人が所有する380株の株式会社シニアコミュニケーション株券を112,423,000円で

⑵　課徴金納付命令対象者②は、同人が所有する380株の株式会社シニアコミュニケーション株券を112,423,000円で

⑶　課徴金納付命令対象者③は、同人が所有する240株の株式会社シニアコミュニケーション株券を71,004,000円で

それぞれ売り付けた。

課徴金納付命令対象者①、②及び③が行った上記の各行為は、旧金商法第172条第５項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書」を使用した発行者の役員等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた行為に該当する。

【課徴金額】

株式会社シニアコミュニケーション　5,049万円

課徴金納付命令対象者①　224万円

課徴金納付命令対象者②　224万円

課徴金納付命令対象者③　142万円

【勧告後の経緯】（株式会社シニアコミュニケーション、課徴金納付命令対象者①、②及び③とも同日）

審判手続開始決定日　平成22年９月17日

課徴金納付命令日　平成22年10月14日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年10月８日

【勧告の対象となった違反事実】

１．ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び投資有価証券の過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注１）	事由
1	平成18年６月29日	第10期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成18年３月期有価証券報告書）	平成17年４月１日～平成18年３月31日の会計期間	損益計算書	経常損益が106百万円であるところを227百万円と記載 当期純損益が▲４百万円であるところを117百万円と記載 （注２）	売上の前倒し計上
2	平成20年６月26日	第12期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成20年３月期有価証券報告書）	平成19年４月１日～平成20年３月31日の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲742百万円であるところを▲622百万円と記載	・非上場株式評価損の過少計上 ・投資有価証券の過大計上 等
				貸借対照表	純資産額が527百万円であるところを663百万円と記載	
3	平成20年11月14日	第13期事業年度第２四半期会計期間に係る四半期報告書（平成20年９月第２四半期四半期報告書）	平成20年７月１日～平成20年９月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が490百万円であるところを631百万円と記載	投資有価証券の過大計上等

（注１）　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

（注２）　ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、平成22年６月16日提出の訂正報告書において、経常損益を６百万円に、当期純損益を▲104百万円にそれぞれ訂正している。

２．ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、平成21年３月17日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年３月期有価証券報告書（上表番号欄２参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年４月２日、85,490株の株式を370,000,720円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。